

文部科学省 2023年度 学校法人監事研修会

学校法人における価値創生のための監査 ～監事と内部監査室の視点による事例紹介～

2024年2月

学校法人追手門学院

常 勤 監 事 三上 剛史

内部監査室 部長 北谷 仁宏

Agenda

- 1 はじめに**
 - 自己紹介
 - 学校法人追手門学院の紹介
- 2 監査業務**
 - 監査の体制
 - 監事監査
 - 三様監査
- 3 今後のタスク**
 - 追手門学院の改革体制
 - 私学法改正への対応
- 4 おわりに**

Agenda

- 1 はじめに
 - 自己紹介
 - 学校法人追手門学院の紹介

1. はじめに(自己紹介)

常勤監事
三上 剛史

略歴 1952年京都府生まれ
京都大学文学部卒 京都大学大学院文学研究科 博士課程中退
博士（文学）
神戸大学国際文化学研究科教授（神戸大学名誉教授）
追手門学院大学社会学部教授（追手門学院大学名誉教授）
副学長を経て、2023年7月より学校法人追手門学院常勤監事

内部監査室
部長
北谷 仁宏

略歴 1966年福岡県生まれ
九州国際大学経済学部卒 桜美林大学大学院大学アドミニストレーション
研究科 修士課程修了 修士（大学アドミニストレーション）
学校法人九州国際大学入職（1989年～2020年）
学校法人追手門学院入職（2020年～現在に至る）
2022年4月より内部監査室部長

1. はじめに

学校法人追手門学院の紹介

建学の精神：

独立自彊・社会有為

学校名由来：

学院の発祥地が
大阪城の三の丸跡にあることから、
城の表門「追手門(おうてもん)」に
由来している



1. はじめに

学校法人追手門学院の紹介 - 大学



茨木総持寺キャンパス



茨木安威キャンパス



1. はじめに

学校法人追手門学院の紹介 - 中高、大手前中高、小学校、幼稚園



1. はじめに

学校法人追手門学院の紹介

学生数：
8,556名

追手門学院大学(8学部 8学科)

追手門学院大学大学院(修士・博士課程)

追手門学院中・高等学校

追手門学院大手前中・高等学校

追手門学院小学校

追手門学院幼稚園

以上、学院生 合計 12,435名

Agenda

2 監査業務

(1) 監査の体制

- ① 三様監査体制
- ② 監査協議会
- ③ 監事と内部監査体制

(2) 監事監査

- ① 監事の役割
- ② 監査計画
- ③ 監事監査ヒアリング
- ④ 監査結果

(3) 三様監査

- ① 三様監査意見交換会
- ② 監事と内部監査室との連携
- ③ 教学監査

2. 監査業務

(1) 監査の体制

各監査制度の比較

概要	内部監査	監事監査	会計監査人(公認会計士又は監査法人)監査
法令上の根拠	なし(各学校法人の内部規程に基づくもの)	私立学校法第37条第3項	私立学校振興助成法第14条第3項
監査対象	制限なし	業務監査、会計監査	会計監査
選任	理事長等が任意で設置	評議員会の同意を得て理事長が選任	理事長
目的	経営管理の最適化	学校法人の運営全般に関する監査	計算書類の適正性に関する意見表明
法人内部・外部の区分	法人内(役職員)	法人内(役員)	法人外
監査報告書の形式	長文式	短文式	短文式
監査報告書の提出先	理事長	理事会・評議員会	理事会

出典：有限責任監査法人トーマツパブリックセクター・インタストーリーグループ編『学校法人内部統制Q&A』(第一法規,2013),P162-P163

2. 監査業務

(1) 監査の体制

私立学校法における監事の職務

第三十七条

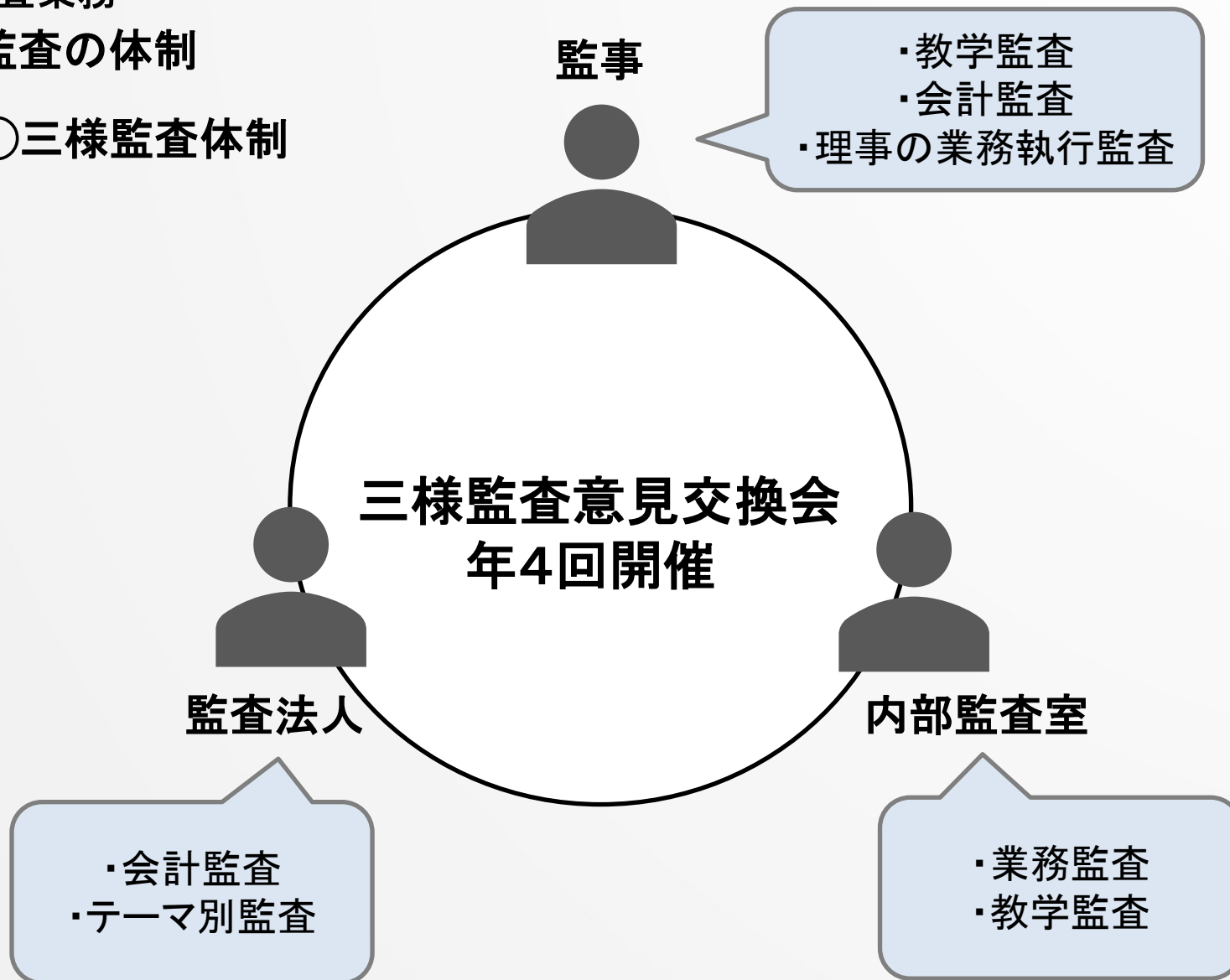
- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 学校法人の業務を監査すること。
 - 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

出典：E-GOV法令検索,2023,『私立学校法』 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000270,20240206>)

2. 監査業務

(1) 監査の体制

① 三様監査体制



2. 監査業務

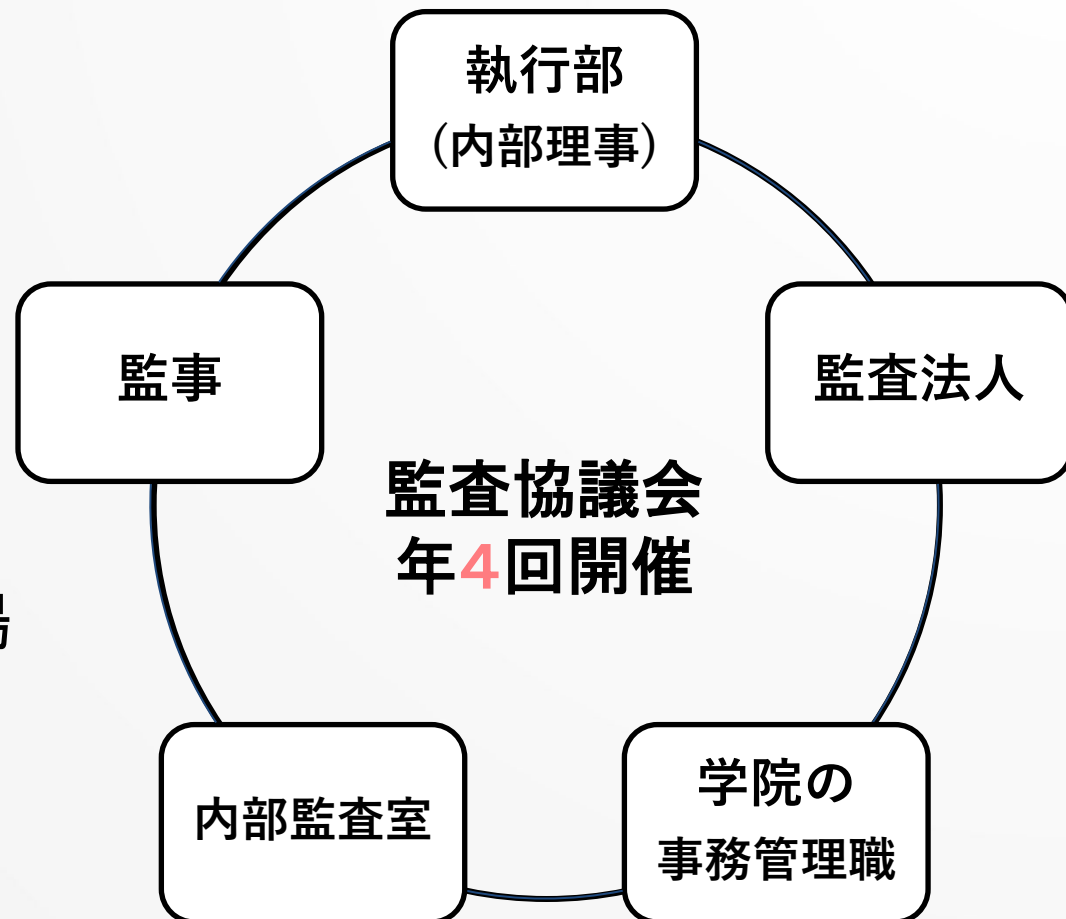
(1) 監査の体制

② 監査協議会

監査協議会とは…

監査の結果について
課題も含め報告及び協議する場

報告された課題は
全て必ず**改善**



2. 監査業務

(1) 監査の体制

③ 監事と内部監査体制

◆ 監事

区分	人数	出身等
監事（常勤）	1名	・元教授
監事（非常勤）	2名	・元学校法人理事 ・弁護士/卒業生

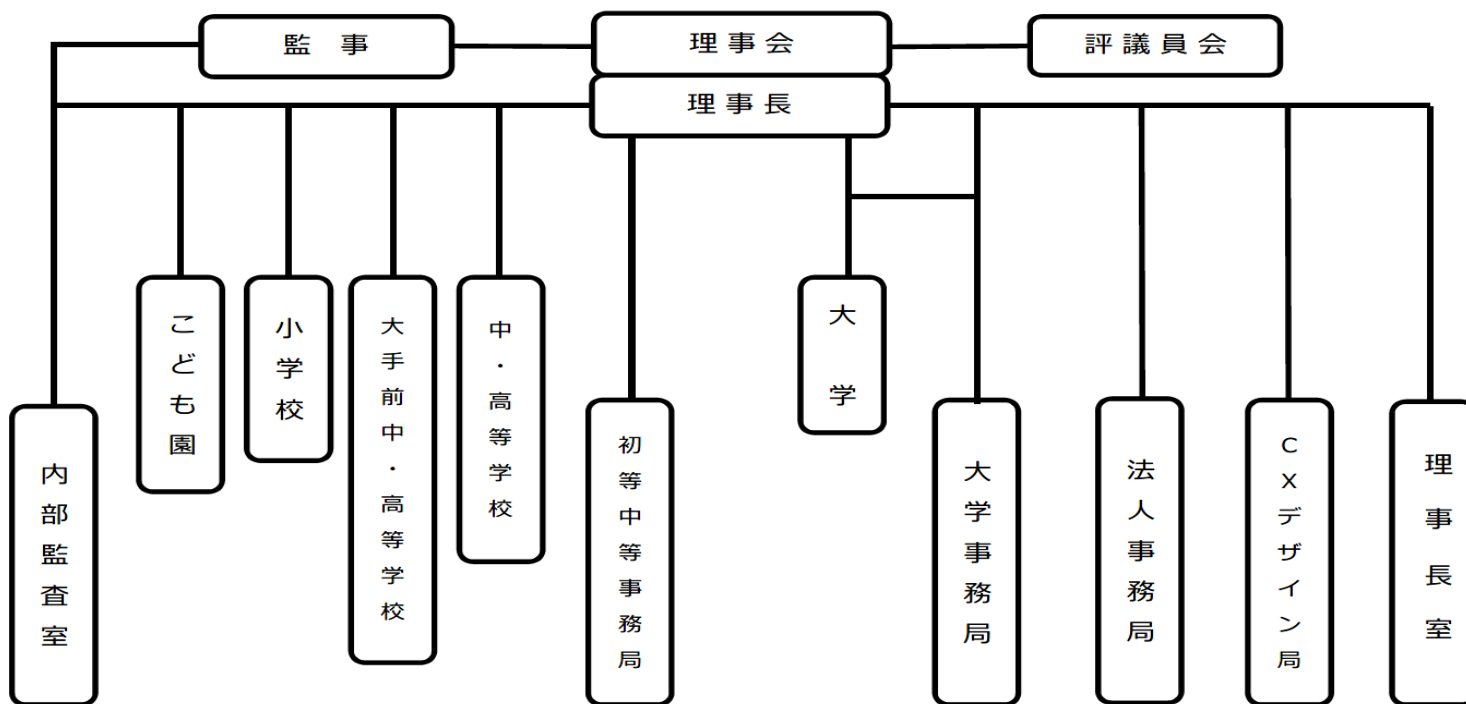
◆ 内部監査室

区分	人数	出身等
内部監査人（専任）	3名	・専任事務職員
内部監査人（非常勤）	1名	・会計事務所経営【業務委任】

2. 監査業務

(1) 監査の体制

③ 監事と内部監査体制



※この他に外部監査として、監査法人による会計監査が行われます。

2. 監査業務

(2) 監事監査

① 監事の役割

■ 監事の基本的な考え方

追手門学院監事監査規程では、監査の目的・対象・方法について次のように定められている。

(監査の目的)

第2条 監査は、学院業務について適法性及び妥当性の観点から実施し、学院価値及び学院に対する社会からの信頼の維持向上に資することを目的とする。

(監査の対象)

第4条 監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 法人の業務
- (2) 法人の財産の状況
- (3) 理事の業務執行の状況

(監査の方法等)

第7条 監査の方法は、書面監査及び実地監査その他適宜の方法により行う。

- 2 監事は、理事会、評議員会、常任理事会等に出席し、かつ必要であると認めたときは意見を述べる。
- 3 監事は、理事会等の議事録その他重要な文書を閲覧することができる。
- 4 監事は、学院の理事及び教職員に対して業務状況等の報告を求め、また業務状況等を調査することができる。

(学校法人追手門学院監事監査規程)

2. 監査業務

(2) 監事監査

① 監事の役割

■ 監査方法

1

主要な会議等への
参加

陪席

・理事会及び評議員会

監事全員
内部監査室

2

大学及び各学校園へ
のヒアリング

監事全員

・経営戦略推進本部会議
・大学政策会議
・新学部関係会議
・初等中等評議会
・その他重要な会議

常勤監事
内部監査室

3

内部監査室からの報告

監事全員
内部監査室

ヒアリング対象者：
基本的に所属長他を想定

4

会計監査法人との協議

監事全員
内部監査室

5

理事へのヒアリング

監事全員

2. 監査業務

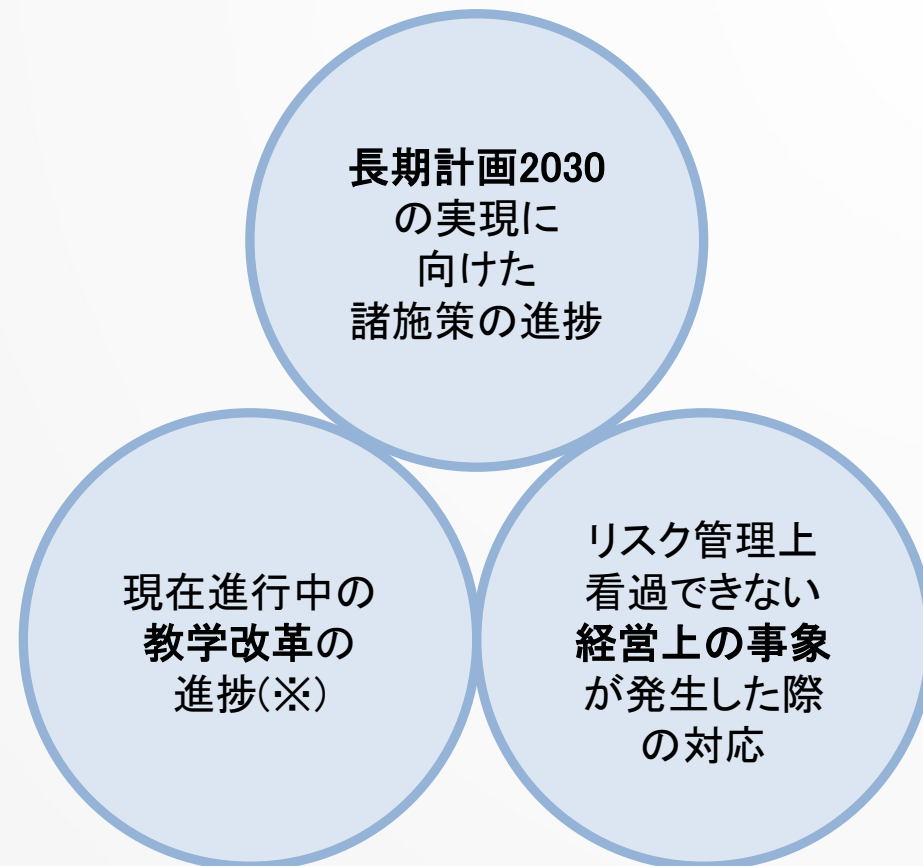
(2) 監事監査

② 監査計画

■ 監査方針・対象(2023年度)

右の3点が、
通常時と比べて不測の事態が発生する
可能性が高く、これらを巡る
リスクの発生を防止することを
監査方針の主軸とする。

(※) 教学監査は内部監査室も実施



2023年9月～5月の監査対象

教学監査: 幼稚園、小学校、中高、大手前中高、初等中等事務局長

業務監査: 理事長、専務理事、初等中等教育長

会計監査: 決算(金融資産含む)、公的研究費関係

※改正私学法を見据えて「学校法人の業務及び理事の業務執行の状況」について、
理事会にて意見を述べることにより、監事の職務を適切に遂行する。

2. 監査業務

(2) 監事監査

③ 監事監査ヒアリング

◆ 監事監査ヒアリングの事前実施通知より抜粋

■ 教学監査ヒアリングの趣旨

学院の監事監査の目的は、学院業務の適法性と妥当性を監査するにとどまらず、「学院の価値を創造する」ことにもあります。そのためには、監査の対象は、理事の業務執行ならびに教職員の業務状況全体に向けられねばなりません。また、学院の価値創造という目的からすると、終了した業務を対象とする事後対応的な監査だけでなく、経営陣の経営計画に対して先を見越した迅速な監査をも重視すべきであり、今回のヒアリングはその一環として行うものであります。

■ ヒアリング予定事項

このヒアリングはガバナンスに関わるリスクを早期に発見する場であり、また、学院全体の活動とその有機的連関、及びそこに潜在する問題を把握する場でもあります。

それゆえに、学院の各校園が目下課題としている懸案事項に関して、その業務遂行ならびに理事会や教職員との意思疎通の面で改善の必要性を求める事項があれば、自由に提示してもらいたい。なお、それらに関連する資料で、予め監事が目を通しておくべきものがあれば事前に送付願います。

2. 監査業務
(2) 監事監査
④ 監査結果



2. 監査業務

(3) 三様監査

① 三様監査意見交換会

2023年度 第1回 三様監査意見交換会アジェンダ

Sample

日時: 2023年7月28日(金) 13:30~13:45

方法: Web(ZOOM会議)

メンバー: 監査法人トーマツ) ●●、●●、●●

追手門学院監 事) 三上、山田、林

// 内部監査室) 北谷、玉置、毛利、吉田

議題:

1. 自己紹介

2. 今年度の監査方針について

3. その他

① 次回以降の開催について

2023年度三様監査意見交換会日程

第1回: 2023年 7月28日(金) 13時30分~13時45分

第2回: 2023年 9月15日(金) 9時00分~10時00分 (監査協議会実施)

第3回: 2023年 12月 8日(金) 9時00分~10時00分 (監査協議会実施)

第4回: 2024年 3月 1日(金) 11時00分~12時00分 (監査協議会実施)

2. 監査業務

(3) 三様監査

① 三様監査意見交換会

■ 監事、監査法人、内部監査室の役割分担について



監査法人

主に当該学校法人の会計に関する監査を担う



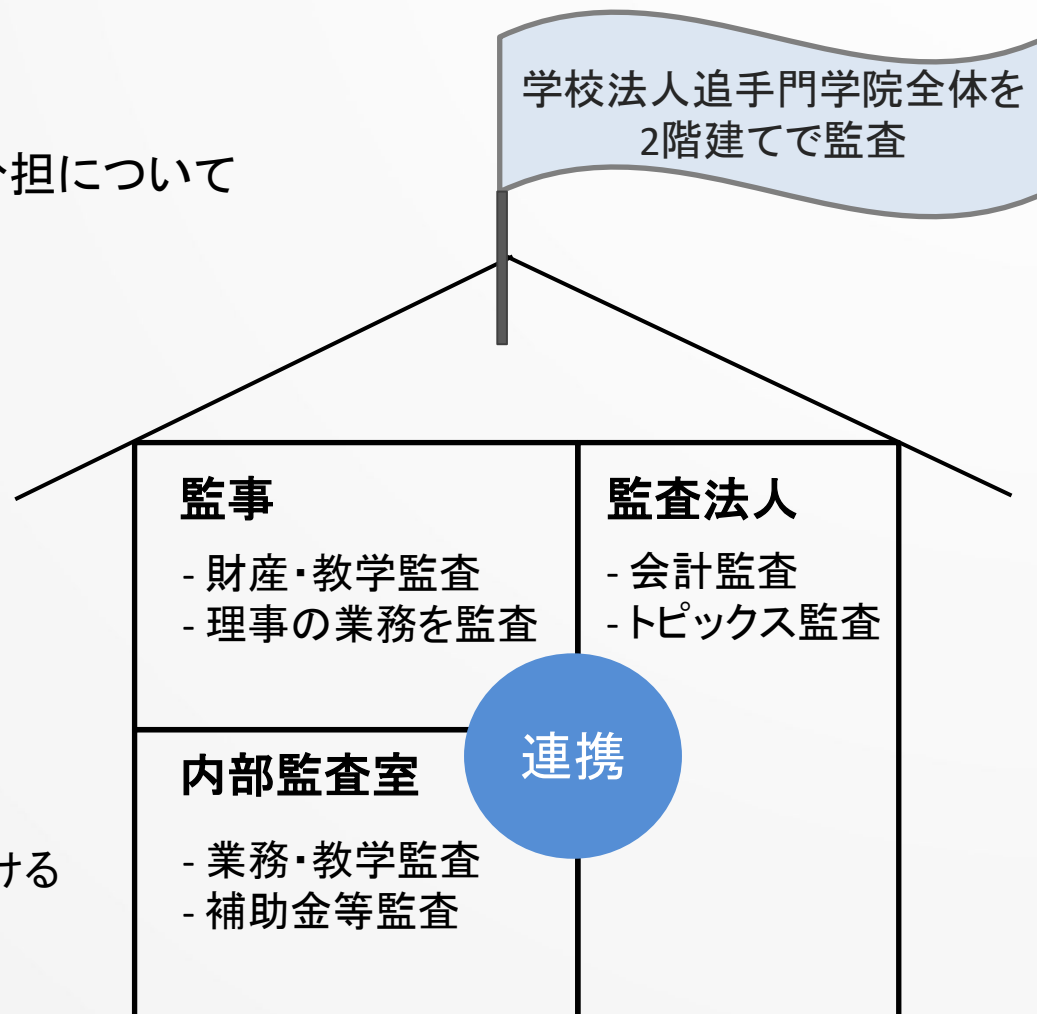
監事

当該学校法人の理事業務執行や財産状況の監査を担う



内部監査室

主に当該学校法人の組織部署における業務監査を担う



2. 監査業務

(3) 三様監査

② 監事と内部監査室との連携

内部監査室との連携

第14条 監事は、法人及び理事の業務並びに財産状況の調査その他の監査活動の遂行に当たり、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう務めなければならない。

2 監事は、必要に応じ内部監査室に対して支援を求めることができる。

(監事監査規程より)

具体的な連携内容

- ・監事会の実施(年10回)
- ・監事監査の支援(都度)
- ・三様監査意見交換会の実施(年4回)
- ・常勤監事と内部監査室部長との意見情報交換(都度)

2. 監査業務

(3) 三様監査

③ 教学監査

◆ 教学監査基準

学校法人追手門学院内部監査規程第3条第1項の規定に基づき、学院の教育活動の全般(以下「教学」という。)の業務監査(以下「教学監査」という。)に関する事項を次のように定める。

(教学監査の目的)

第1条 教学監査とは、内部質保証システム(自己点検・評価マネジメントシステムを含む)の観点から、教学業務がマネジメントシステムとして構築され、正確性、合規性、効率性、経済性、有効性等システムの的に担保する内部統制機能がそのシステムに組み込まれているかを検証するとともに、その適正な運用によって、教学諸活動の質が保証されているかを検証することをいう。これにより、教育研究が円滑に行われ、学生・生徒・児童・園児の成長と社会貢献に寄与し、建学の精神に整合する使命の達成を通じた学院の価値向上と継続的発展の実現を支援することを目的とする。

(教学監査の範囲)

第2条 教学監査は、教学運營業務並びに教学管理業務を含むすべての教学に関するマネジメントシステムを対象とする。ただし、個々の教育研究の内容については対象外とする。

(教学監査の組織)

(省略)

第5条 教学監査は、内部監査室が行う。

2 前項にかかわらず、前項に定める組織以外の組織が教学監査を行う場合、当該組織は、教学に関するマネジメントシステムから独立したものでなければならない。また、教学に関するマネジメントシステムの外部から監査を行うことが担保されてなければならない。なお、教学監査の対象となる自己点検・評価及び第三者評価業務に関与した教職員は、当該教学監査を行うことはできない。

2. 監査業務

(3) 三様監査

③ 教学監査

教学監査の手順

STEP1



STEP2



STEP3



STEP4



STEP5

調査対象の選定

個別監査計画書の策定

予備調査

リスク評価、論点整理(関連する統制確認含む)

本調査

リスク対応手続(運用評価含む)

監査報告

検出事項や改善提案の報告書を作成

フォローアップ監査

改善事項については継続的にモニタリング

Agenda

3 今後のタスク

- 追手門学院の改革体制
- 私学法改正への対応

3. 今後のタスク

① 追手門学院の改革体制

改革のキーワード



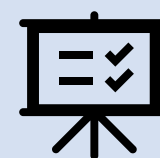
長期計画2030

2019年策定の
行動計画



長期構想2040

エンゲージメント経営



第Ⅳ期中期経営戦略

経営目標を定めた
中期&経営計画

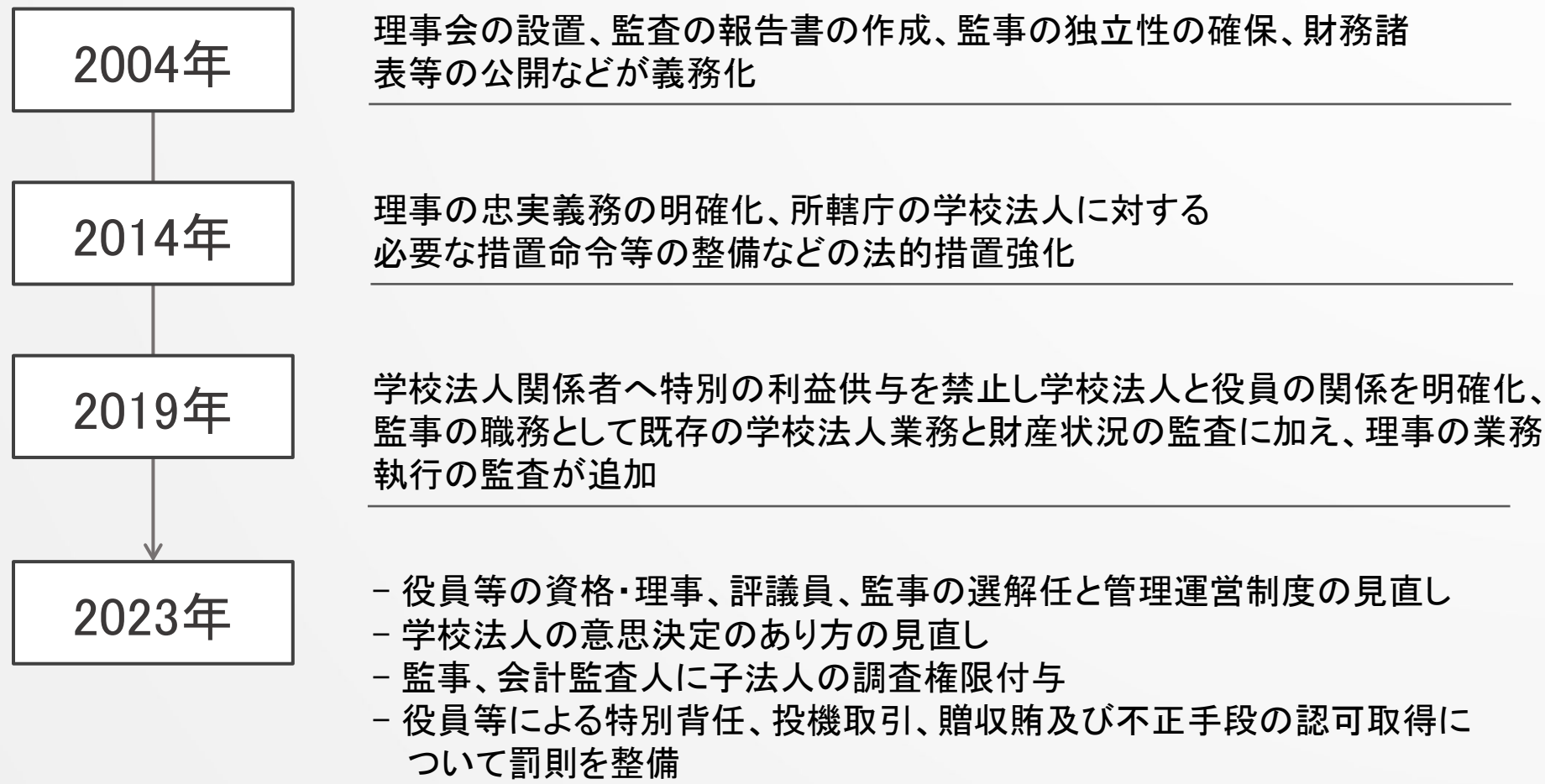


未来の働き方改革

3. 今後のタスク

②私学法改正への対応〈これまでの法改正〉

◆私学法改正



3. 今後のタスク

②私学法改正への対応 <2023年度改正の対応>

1

理事会にて「監事による学校法人の業務及び理事の業務執行の状況についての意見表明」、評議員会にて「監事講評」を実施

2

公益通報者保護法規程を改正し規程整備

3

学内理事と監事による定期的な会合の実施

4

私学法改正を見据えた理事、監事選考委員会の改正

5

内部統制システムの整備を検討すべく学院内研修会を実施

Agenda

4 おわりに

4. おわりに

学校法人のガバナンスを構成する一員として、業務執行者の業務等を監査する役割を担っており、近年の私学法改正で分かるとおり、学院全体のガバナンスに関わる重責を担う者と捉えるべきである。

監事に
求められるもの

監事の
立ち位置

意見表明と講評

執行理事との
日常的コミュニケーション

内部監査室との
連携と意見交換

常勤監事と
非常勤監事の
コミュニケーション

4. おわりに

時間の関係で、
本学院の取組み内容を
すべてご紹介できず
申し訳ございません。

詳細につきましては、
右の書籍をご参照頂ければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

